

## 意見書案第12号

### 持続可能な学校の実現について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 7 年 9 月 12 日提出

|       |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|
| 提出者議員 | 武 | 田 | 貞 | 行 |
| 賛成者議員 | 松 | 本 | 一 | 郎 |
| 〃     | 枝 | 廣 | 晴 | 基 |
| 〃     | 木 | 村 | 光 | 宏 |
| 〃     | 宮 | 下 |   | 透 |
| 〃     | 日 | 向 | 清 | 一 |
| 〃     | 猪 | 口 | 満 | 雅 |
| 〃     | 山 | 田 | 靖 | 廣 |



## 持続可能な学校の実現を目指す意見書

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。２０２４年４月には、猶予期間が設けられていた５業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については上限を守らない状態が放置されている。

「骨太方針２０２４」では、中教審「審議のまとめ」を踏まえ、「２０２６年度までを集中改革期間とし、働き方改革のさらなる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「２０２５年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としている。

学校の働き方改革の前進を図るとした「骨太方針」が実現されたとしても長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきである。また、２０１９年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえた更なる施策の実施が欠かせない。

よって、国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

### 記

学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施すること。

- 1 教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。
- 2 部活動の地域展開に当たっては、教育的側面を踏まえ必要な財源確保等を行い、新たな費用負担が生じないように配慮すること。
- 3 教職員定数改善を実施すること。
- 4 教員の命と健康を守るため、所定の勤務時間外に本務を行っても「自発的勤務」と評価される現状を改善する、法制度の整備を行うこと。
- 5 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和 ７ 年 ９ 月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣